

文京区空家等対策事業補助金交付要綱

26文総危第9号平成26年5月28日区長決定

28文総危第197号平成29年2月8日区長決定

30文都住第878号平成31年3月29日区長決定

2020文都住第1151号令和3年3月29日部長決定

2024文都住第686号令和7年2月5日部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、文京区空家等対策事業実施要綱（26文総危第6号。以下「実施要綱」という。）第5条第3項の規定による事業の対象の認定決定を受けた者に対し、実施要綱第8条に定める空家等の除却に要した費用を補助することにより、除却の促進及び跡地の有効活用を行うことを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、実施要綱に基づく空家等対策事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者は、実施要綱第3条に規定する者のうち、同要綱第5条第3項の規定により事業の対象の認定決定を受けた者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、実施要綱第8条に規定する空家等の除却に要した費用とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付額は、200万円（消費税を除く。）を限度とする。

(交付申請)

第6条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、文京区空家等対策事業補助金交付申請書（別記様式第1号）及び文京区空家等対策事業除却（変更）計画書（別記様式第2号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請を受けたときは、交付申請書、計画書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めたときは、交付の決定を行い、文京区空家等対策事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定の通知をするに当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助金の経理に不正な行為を行わないこと。
- (3) その他区長が特に必要があると認めた事項

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定

者」という。)は、同項に規定する交付決定の内容又は第2項に規定する条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、文京区空家等対策事業補助金交付取下げ届出書(別記様式第4号)を区長に提出することにより、申請を取り下げることができる。交付決定前に申請を取り下げようとする場合も同様とする。

(変更交付申請等)

第9条 交付決定者は、第7条第1項の規定による交付決定額を上回る内容を実施するとき、事業の内容を著しく変更しようとするとき又は中止をしようとするときは、速やかに文京区空家等対策事業補助金変更交付申請書(別記様式第5号)及び文京区空家等対策事業除却(変更)計画書(別記様式第2号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

3 区長は、第1項の規定による変更交付申請を受けたときは、変更交付申請書、(変更)計画書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その変更の内容が適当であると認めたときは、変更交付の決定を行い、文京区空家等対策事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第6号)により、交付決定者に通知する。

(権利譲渡の禁止)

第10条 交付決定者は、補助金を受給する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の請求)

第11条 第7条第1項又は第9条第3項の規定による通知を受けた交付決定者は、交付決定額の範囲内で補助金の交付を請求するときは、文京区空家等対策事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、請求に当たり必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

(補助金の支払)

第12条 区長は、前条第1項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、文京区会計事務規則(昭和39年4月文京区規則第9号)に基づき、交付決定者に対し補助金を支出する。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに文京区空家等対策事業補助金実績報告書(別記様式第8号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、審査に必要があると認めた書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区空家等対策事業補助金交付確定通知書(別記様式第9号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の清算)

第15条 区長及び交付決定者は、第12条の規定により区長が交付決定者に対して支出した補助金の額と、前条の規定により確定した補助金の額に差額が生じた場合、差額の清算を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により区長が交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定による決定を行ったときは、文京区空家等対策事業補助金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、第14条の規定により区長が交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、交付決定者が既にその額を超える補助金の交付を受けているときについても適用する。

3 区長は、交付決定者が土地使用貸借契約を解除し、土地の返還を求めるとき又は実施要綱第7条第4項の規定により土地使用貸借契約を解除するときは、同条第5項の規定により、期限を定めて下表に掲げる金額の返還を命じなければならない。

土地使用貸借契約の締結日の属する月から解除日の属する月までの月数(以下「経過月数」という)	返還を求める補助金の額
60月以内	補助金交付額の全額
60月超	以下の式のとおり計算した額とする。 返還費用＝補助金交付額×(120－経過月数)÷60 ※1円未満は端数切捨とする。

4 区長は、前3項に規定する補助金の返還を命じたときは、文京区空家等対策事業補助金返還請求書(別記様式第11号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の経理)

第18条 交付決定者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を求めに応じて提出できるよう、経理を常に明確にしておかななければならない。

(通則)

第19条 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)によるものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項については、都市計画部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。